

新宮市公平委員会規則第 1 号

新宮市不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則

新宮市不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 9 月 1 日

新宮市公平委員会委員長 上路 拓司

新宮市不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則

新宮市不利益処分についての審査請求に関する規則（平成18年1月4日公平委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句に対応する改正後の欄の下線が引かれた字句が存在しない場合にあっては、当該改正前の欄の下線が引かれた字句を削る。

改正後	改正前
(審査及び再審の費用) 第22条（略） (1) 第9条第7項（第10条第8項で準用する場合を含む。）の規定により、当事者が申出をしたもの以外の者で、公平委員会が職権で喚問した証人の旅費	(審査及び再審の費用) 第22条（略） (1) 第9条第7項（第10条第8項で準用する場合を含む。）の規定により、当事者が申出をしたもの以外の者で、公平委員会が職権で喚問した証人の <u>宿泊料、旅費及び日</u> <u>当</u>

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和8年10月1日から施行する。